

事業系廃棄物 適正処理 パンフレット



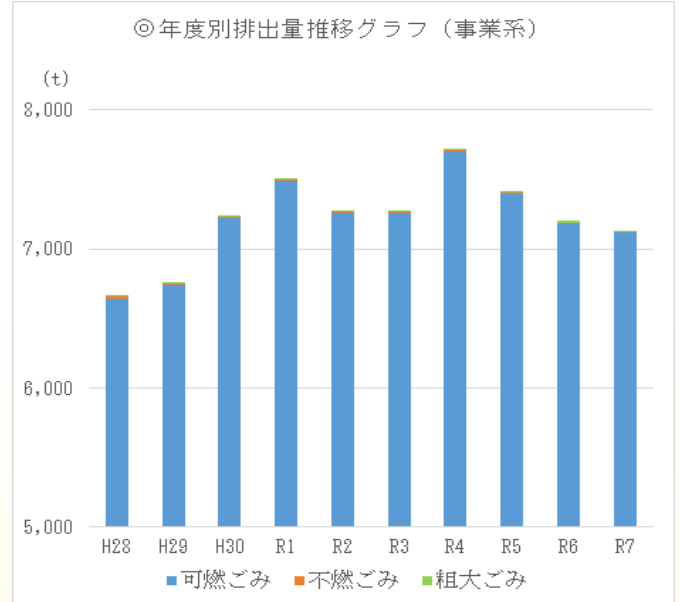
事業所から排出される廃棄物については、事業所の皆様の責任で処理することが法律で義務付けられています。正しく廃棄物を処理しましょう!!

印西市の事業系一般廃棄物の現状

令和7年度の1年間で、事業系一般廃棄物の量は、「可燃ごみ」7,122.78t、「不燃ごみ」2.49t、「粗大ごみ」5.59tの合計7,130.86tでした。令和7年度は前年度から減少となりました。

なお、印西市の一般廃棄物（可燃・不燃・粗大）の約22%が事業系廃棄物となります。

また、令和7年度に印西地区環境整備事業組合が実施した展開検査では、事業系一般廃棄物（可燃）に産業廃棄物である廃プラスチックが混入しているケース等があり、ごみの分別が出来ていない状況が確認されました。



●もくじ

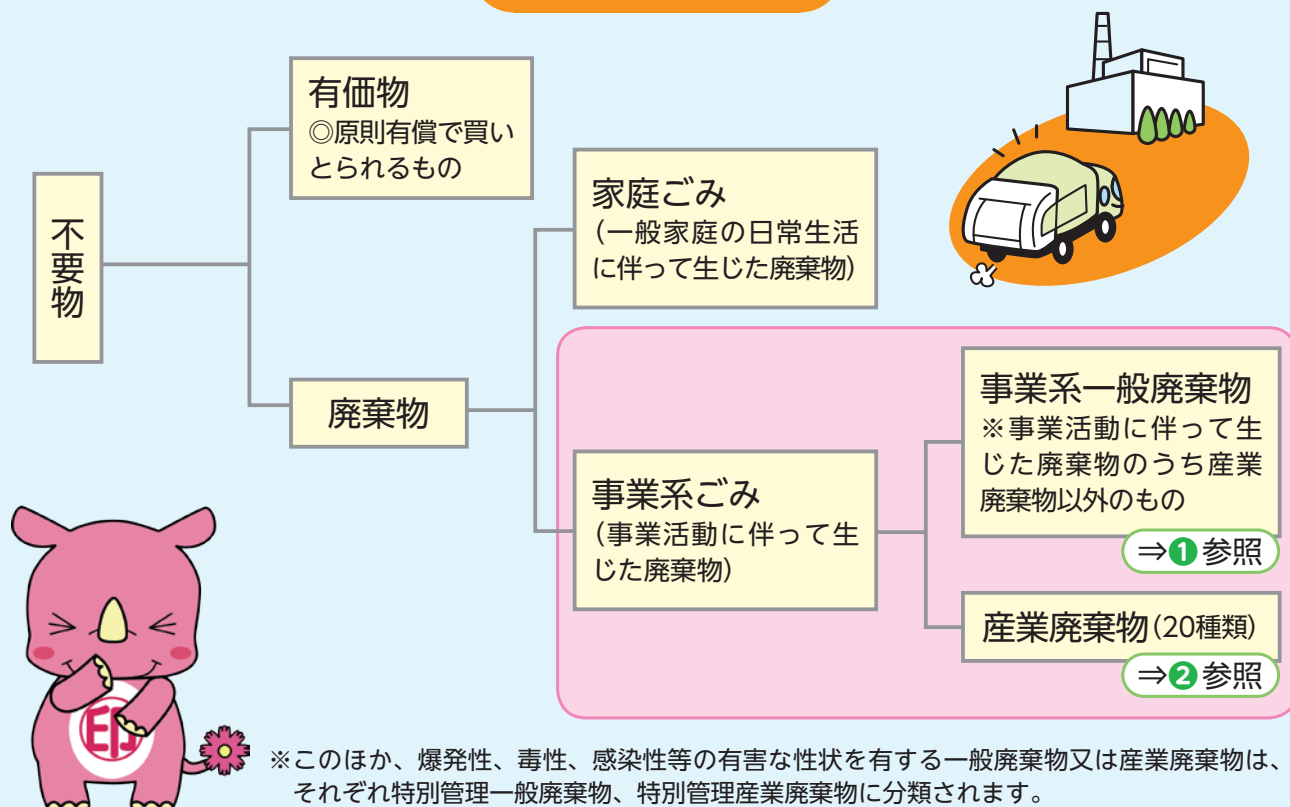
「事業系ごみ」とは	2	ごみと資源の分け方	4
処理方法	6	3Rを推進しよう	7
資源物の分別回収とリサイクル	10	適正処理と罰則	12

「事業系ごみ」とは…

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するすべてのごみのことをいいます。家庭ごみと同じような種類のごみしか出ない場合であっても、事業系ごみとしての適正処理が必要です。

事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。

廃棄物の分類



① 事業系一般廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。例えば以下のようなものが事業系一般廃棄物にあたります。

- 例)
- ・ 事務所から出る茶殻、汚れた紙くず
 - ・ 飲食店や従業員食堂から出る調理くず
 - ・ 事業所の敷地内で剪定した枝葉、枯草



※排出する事業者の業種によっては産業廃棄物にあたる場合があります。

② 産業廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次に掲げる20種類の廃棄物のことです。

全ての事業活動に伴うもの（下表1～12）

種類	例
1 燃 え 殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など 注）油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
7 ゴムくず	天然ゴムくず
8 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
9 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（11に掲げるものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、廃石膏ボードなど
10 鉱 さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
11 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
12 ば い じん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（乾式、湿式は問わず）

特定の事業活動に伴うもの（下表13～19）

種類	例
13 紙 く ず	次の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染みこんだものに限る。
14 木 く ず	次の条件に当てはまる木くず、おがくず、バーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）並びにPCBが染みこんだものに限る。
15 織 維 く ず	次の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。
16 動植物性残さ	次の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあら等 食品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
18 動物のふん尿 (家畜ふん尿)	畜産農業に係る牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等（畜舎廃水を含む。）
19 動物の死体 (家畜の死体)	畜産農業に係る18と同様の死体
20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など）

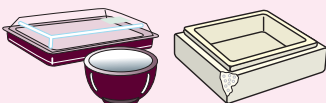


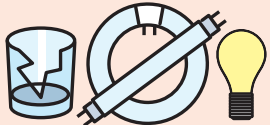
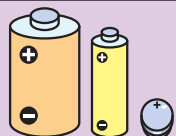
事業系廃棄物のごみと資源の分け方

一般廃棄物

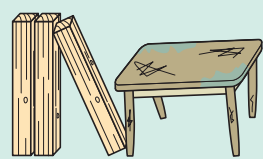

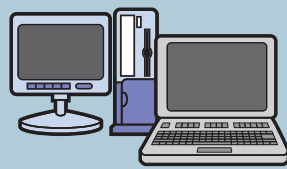
<p>一般ごみ (燃やすごみ)</p>	<p>汚れのついた紙、 リサイクルできない紙</p>		<p>自ら印西クリーンセンターへ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。可能な限りリサイクルするよう、分別を徹底しましょう。</p>
<p>生ごみ </p>	<p>食品の食べ残し、 売れ残り、調理残さ等 (食品加工業を除く。)</p>		<p>リサイクル施設への搬入や生ごみ処理機の活用により、できる限り資源化しましょう。リサイクルできない場合は、自ら印西クリーンセンターへ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。</p>
<p>・食料品製造業などの業種から発生する生ごみ（動植物性残さ）は産業廃棄物です。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。</p>			
<p>古紙 </p>			<p>種類ごとに分別し、古紙のリサイクル業者が一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。</p>
<p>新聞</p>		<p>新聞、広告チラシなど</p>	
<p>雑誌</p>		<p>週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど</p>	
<p>段ボール</p>		<p>段ボール</p>	
<p>O A 古紙</p>		<p>コピー用紙、コンピュータ用紙</p>	
<p>雑古紙</p>		<p>メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など</p>	
<p>シュレッダー古紙</p>		<p>シュレッダー処理紙</p>	
<p>機密書類</p>		<p>個人情報、企業情報など機密性の高い書類</p>	
<p>その他の古紙</p>		<p>感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など</p>	
<p>・排出する際は、次の点に留意してください。 ・シールが貼られた封筒等は、シールを取り除くこと。 ・金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。 ・紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。 ・資源化できない古紙は印西クリーンセンターへ搬入可能ですが、量や性状等により搬入できない場合があります。</p>			

※印は再生資源（リサイクル）事業者に渡すことで通常の処分と比べ安価に処理できる可能性があるもので、特に市が推奨するものです。

産業廃棄物

プラスチック類	弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、発砲スチロール、緩衝材類		産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。(プラスチック類は印西クリーンセンターへ搬入することはできません。)
缶	飲料用の缶など		産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してください。(缶、びん、ペットボトルを印西クリーンセンターへ搬入することはできません。)
びん	飲料用のびんなど		
ペットボトル	飲料用、調味料用のペットボトル		
金属類	刃物類、スプレー缶、金具類など		産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。(金属類を印西クリーンセンターへ搬入することはできません。)
ガラス・陶磁器類	コップ等のガラス類、陶器類、蛍光灯など		産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。(ガラス・陶磁器類を印西クリーンセンターへ搬入することはできません。)
	・蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物に分類されます。		
電池	乾電池、ボタン電池や充電電池など		産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。(電池類を印西クリーンセンターへ搬入することはできません。)
	・電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。 ・ボタン電池や充電電池はリサイクルしてください。		

一般廃棄物／産業廃棄物

木くず	木製品、木製パレット、せん定枝など		自ら印西クリーンセンターへ搬入(大きさ制限有)するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、リサイクルしてください。(産業廃棄物の木くずを印西クリーンセンターへ搬入することはできません。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業、木材製造業、木製製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。また、貨物の流通のために使用したパレット等も産業廃棄物です。 ・印西クリーンセンターへの搬入にあたっては、大きさ等の制限があります。詳細は印西クリーンセンターへお問い合わせください。 		
古布	不要になった作業着、制服など		自ら印西クリーンセンターへ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、リサイクルしてください。(産業廃棄物の古布を印西クリーンセンターへ搬入することはできません。)
	・建設業、繊維工場などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。		
その他(オフィス家具など)	事務所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンなど		産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。家電リサイクル法対象の家電4品目(エアコン・冷蔵庫など)は家電リサイクル法に則り処理して下さい。詳しくは販売店やメーカーにお問い合わせください。

※♻️印は再生資源(リサイクル)事業者へ渡すことで通常の処分と比べ安価に処理できる可能性があるもので、特に市が推奨するものです。

「事業系ごみ（一般廃棄物）」の処理方法

事業系の一般廃棄物の適正処理には、主に以下の2つの方法があります。

1、印西グリーンセンターへの自己搬入

・所在地

印西市大塚一丁目1番地1 Tel.0476-46-2732

・処理手数料（令和6年10月1日改正）

10kgあたり341円(税込・10kg未満の場合341円)

・搬入日時

午前9時～正午／午後1時～4時（土曜は午前のみ。日曜・年末年始は休業）

・持ち込めるもの

「燃やすごみ」・「燃やせないごみ」・「粗大ごみ」

※「有害ごみ」又は産業廃棄物に該当するものは、印西グリーンセンターに搬入できません。

※自己搬入について詳しくは「印西グリーンセンター」46-2732へお問い合わせください。



2、許可業者との委託契約

一般廃棄物収集運搬許可業者に直接連絡し、委託してください。

収集頻度、排出場所、運搬料金等は、各事業者と相談してください。

※一般廃棄物収集運搬許可業者について詳しくは「印西市ホームページ」をご覧ください。



『家庭ごみ集積所』への排出は禁止

事業所から排出されるごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。また、一つの建物を事業所と住居で併用されている場合は、事業所から出るごみと家庭から出るごみを区別して適正に処理してください。

「産業廃棄物」の処理方法

産業廃棄物の種類ごとに、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。

産業廃棄物を委託する際には、

収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約する必要があります。



産業廃棄物は印西グリーンセンターへ搬入できません。
事業系ごみ（一般廃棄物）との分別を徹底してください。

3Rを推進しよう

3Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字Rをとった言葉です。また、リサイクルをするのにもエネルギーの消費が伴うことから、まずはリデュース、次にリユースを優先することが大切です。

まずは リデュース（Reduce：発生抑制）

リデュースとは、廃棄物の発生自体を抑制することです。ごみの減量には、ごみの発生そのものを抑えることが最も効果的です。

例) 必要以上の包装や梱包を見直す。使い捨ての紙コップではなく湯飲みやカップを利用する

次に リユース（Reuse：再使用）

リユースとは、一度使用した物を、繰り返して使うことです。すぐにごみとして廃棄するのではなく、再使用できないか、点検してみてもいいかがでしょう。

例) ファイル等の事務用品を繰り返し使うようにする。

最後に リサイクル（Recycle：再生利用）

リデュース、リユースの結果、どうしてもごみとなってしまうものは、最後の手段としてリサイクルできないか、検討してみましょう。また、リサイクルを進めるためには、正しく分別することが必要です。

例) 雑がみのリサイクルを行う。食品残渣の堆肥化に取り組む。

ごみ減量のメリット

事業所のごみを減らすことは、環境負荷の低減につながるだけでなく、ごみ処理の経費を削減できるなど様々なメリットがあります。資源物を分別すれば、ごみではなく、有価物として売却できる場合もあります。

コスト削減、環境負荷の低減、会社のイメージアップのために、ごみ減量に事業所一丸となって取り組んでみましょう！

●コストの削減

ごみ減量・分別の徹底による資源物の売却により、コスト削減につながる可能性があります。



●企業のイメージアップ

地球温暖化等、環境問題への関心が高まっており、リサイクルの推進やごみ減量を積極的に行うことで、企業のイメージアップにつながります。



分別の徹底とリサイクルの推進による ごみ減量の進め方(例)

ごみを処理するためには必ず費用がかかります。「ごみ処理経費削減」を意識して、それぞれの職場に合ったごみ減量に取り組んでみましょう！

ステップ1 担当者を決める。(組織を作る。)

誰が、どの部署が、率先してごみ減量を進めていくのかを決めます。

ステップ2 現状を把握する。

自分の会社が出しているごみを見てください。分別は適切にできていますか？再生できる紙が捨てられていませんか？まず、現状を把握しましょう。

「どんな種類のごみがどのくらい出ているか」

→ (把握方法一例) 計量して推計値を出す。

「どのような処理方法でいくらかかっているか」

→ (把握方法一例) 契約している許可業者に確認する。



ステップ3 減量のターゲットを絞り込む。

資源ごみの分別回収やごみの発生抑制について、取り組む余地はないか、現状ではごみとして廃棄しているものについてリサイクルの可能性があるかどうかを検討し、取り組むことができる内容を洗い出してみましょう。



ステップ4 できることから始めてみる。

例) 燃えるごみに捨ててしまいがちな紙類(メモ用紙、封筒、シュレッダーした紙など)を資源物として分別回収する。

例) 研修会を実施する。ごみの分別方法やリサイクルに関するマニュアルを作成する。

例) 紙類、金属、油など、廃棄物ではなく「有価物」として売却できないか検討し、売却先を探す。

例) ごみ減量計画書を作成する。ごみ・資源物の排出量に関する目標値を設定し、それに向けて資源とごみの分別の徹底などに取り組む。

ステップ5 減っているか、分別されているか確認する。(検証)

取り組みの効果がどうであったか、ステップ2に戻って現状を確認し、できることはないか再度検討する。

再
度
検
討

自己診断チェックシート(P9)を活用してみましょう！

事業系ごみの適正処理に関する自己診断チェックシート

減量等の取組み項目		実施している	実施していない	該当なし
一般廃棄物の管理	1 廃棄物を管理する組織がある。または、担当者を置いている。			
	2 ごみ箱及びごみ保管場所に、ごみの種類の表示がある。			
	3 廃棄物の独自計量（契約業者報告以外）を実施している。			
	4 廃棄物減量等に関する社内研修等を実施している。			
	5 収集運搬業者との契約を行い、契約書を適切に保管している。			
	6 産業廃棄物の処理について、一般廃棄物と区別して適正に行っている。			
紙類の減量・再利用の取組み	1 ごみ箱及びごみ保管場所では、紙類などの資源物を適切に分別している。			
	2 紙類の再生利用等、使用量削減の取組みを行っている（機密書類以外）。例）裏面の使用・コピー用紙の節約・データ化・両面コピー			
	3 機密書類について再生処理を行っている。例）溶解処理・シュレッダーごみもリサイクルしている。			
	4 グリーン購入について、該当商品のリストを活用する等、取組みを進めている。			
	5 新聞・雑誌・段ボールのリサイクルや減量に取り組んでいる。（雑がみを含む）			
飲食関係	1 飲料用自動販売機がある場合、空き缶・空きびんは納入業者に返却している。あるいは別途リサイクルしている。			
	2 自動販売機以外の空き缶・空きびんについて、リサイクルを行っている。			
	3 食品残渣（厨芥類）や落ち葉等を廃棄せずに、リサイクルしている。例）堆肥化等			
環境への取組み	1 排出したごみの行方や、最終処分の方法も理解している。			
	2 廃棄物処理施設またはリサイクル施設への、随行や見学を行ったことがある。			
	3 自社で廃棄物削減のために独自で取組みをしている。例）レジ袋削減の取組み等			
	4 3Rについて積極的に取り組んでいる。			
	5 他社または地域と、ごみ減量（環境への取組み）についての協力をしている。（建物周辺の清掃を含む）			

資源物の分別回収とリサイクル

紙ごみの減量とリサイクル

事業系一般廃棄物の中で、大きな割合を占めるのが紙ごみです。書類や段ボール、新聞、雑誌などの古紙は、リサイクルルートが整備されており、減量効果も高いことから、取り組みやすい品目です。

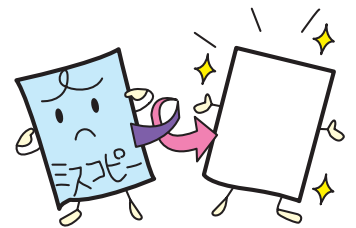
紙の使用量を減らす取組み

- ・電子メール、社内ネットワークの活用によるペーパーレス化
紙ベースでの会議資料を減らす。社内回覧や文書は社内LANを活用する。
- ・両面コピーの励行やミスコピーの防止
両面コピー機能を活用する。ミスコピーを減らす。
- ・資料や書類の共有化や資料印刷部数の適正化
文書や資料の共有化を図り、コピー部数の削減に努める。
会議等での資料の印刷において、予備部数を極力減らすように努める。



紙のリユース・リサイクル

- ・不要になった紙の再使用
裏面が白紙のOA用紙は、社内文書やメモ用紙に再使用する。
封筒は社内連絡便等で繰り返し使用する。
- ・分別の徹底
紙のリサイクルでは、禁忌品の混入がないように、分別を徹底する。



雑がみのリサイクル

事業系一般廃棄物（燃やすごみ）の中には、紙類がたくさん混入しています。この要因として、『雑がみ』がリサイクルできること自体あまり知られていないことが考えられます。「雑がみリサイクル」を始めてみましょう!!

トイレトペーパーの芯
ラップの芯

紙袋・封筒・包装紙

食品などの紙箱

・身の回りにあるほとんどの紙が「資源物」になります
・紙にくっついている金具やビニールは取り外してください

パンフレット・ダイレクトメール・カレンダー

コピー用紙・学校のプリント・メモ用紙

アイス・ヨーグルトなどの紙カップ、紙コップ、紙皿

※汚れをサッと洗って出しましょう。

宅配伝票

和紙・半紙

「雑がみ」として紙(例)資源になる

処理業者により資源にならない場合があります

生ごみの減量とリサイクル

生ごみも事業所で排出されるごみのうち、多くの割合を占めています。次のような取組みを進めてみてはいかがでしょうか。

食品ロスを減らすための取組み

●飲食店等の皆様に取り組んでいただきたいこと

- お客の好き嫌いや食べたい量に応じて、料理を提供する。
- 小盛りメニュー、分量の少ないサイドメニューを提供する。
- 天候やイベント開催など、来店者数に影響ある情報をもとに需要予測を行い、食材の仕入れや仕込みを行う。
- 品質的に問題のない食品は、お客の自己責任であることをわかってもらった上で、食べきる目安の日時などの情報提供を行って、持ち帰り用（※ドギーバッグ）に提供することを検討する。

残さず食べると
気持ちいいね♪



ドギーバッグとは？

レストラン等の飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰る際に使う容器の事です。店舗側としては、衛生面や食中毒などの問題があるため、敬遠されていましたが、食べる時間の目安や保存方法の状況を知らせるなど工夫をして取組を始めています。

●小売店等の皆様に取り組んでいただきたいこと

- 見切り・値引き販売で食品を売り切る努力をする。その際、値引きの理由や品質には問題がないことを情報提供をする。
- 納入期限や販売期限は、商品ごとの特性を踏まえて設定する。
- 売れ残り商品などは、社員や関係者に安価に提供するなど、売り切りを実践する。

タイムサービスで
買っちゃった!



それでも出てしまった生ごみはリサイクルする

- 再生資源（リサイクル）事業者処理を依頼する。
- 生ごみ処理機を導入し、堆肥などにリサイクルする。

水切りを徹底する

- 生ごみの水切りをしっかりと行う。

生ごみの80%は水分といわれています。「ぎゅっ」とひと絞りをすることで減量することができ、いやな臭いも抑えられます。

紙類や生ごみ以外にも、缶・びん・ペットボトル・廃食用油など、リサイクル可能なものがあります。産業廃棄物処理業者や、資源物の買い取りを行っている再生資源（リサイクル）事業者にお問い合わせください。



適正処理と罰則

廃棄物処理法上の適正処理のルールを守らないと、事業者の皆さんも罰則を受ける場合があります。

事業系廃棄物を家庭ごみとして処理することはできません！

事業系廃棄物を家庭ごみの集積所に出すことは、自らの責任で処理していることにあたりません。また、不法投棄とみなされ、廃棄物処理法違反になる場合があります。

不法投棄の禁止

- ・ 5年以下の懲役
- ・ 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

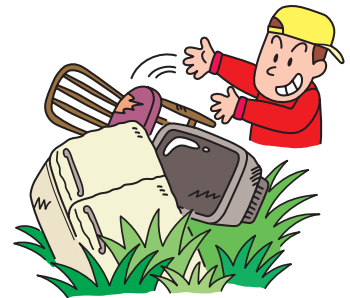


廃棄物を野焼きしたり、みだりに捨ててはいけません！

廃棄物を適法な施設以外で焼却したり、みだりに捨てたりする行為は、廃棄物処理法違反になります。

焼却禁止

- ・ 行為者は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
- ・ 法人も3億円以下の罰金



許可を持っていない業者に処理させてはいけません！

廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しましょう。

委託基準違反

- ・ 5年以下の懲役
- ・ 1,000万円以下の罰金



●お問い合わせ先

事業系一般廃棄物について	印西市クリーン推進課	印西市大森2364-2	☎0476-33-4504
印西グリーンセンターへの自己搬入について	印西グリーンセンター	印西市大塚1-1-1	☎0476-46-2732
産業廃棄物について	千葉県廃棄物指導課	千葉市中央区市場町1-1	☎043-223-2757